

価格転嫁・取引適正化に係る最近の動きと 今後の対策

令和7年9月

東北経済産業局



大阪・関西万博
公式キャラクター
ミヤクミヤク

1. 取引適正化・価格転嫁に向けた政府全体の動き

2. 価格転嫁に向けた個別の動向

(1) 価格交渉促進月間

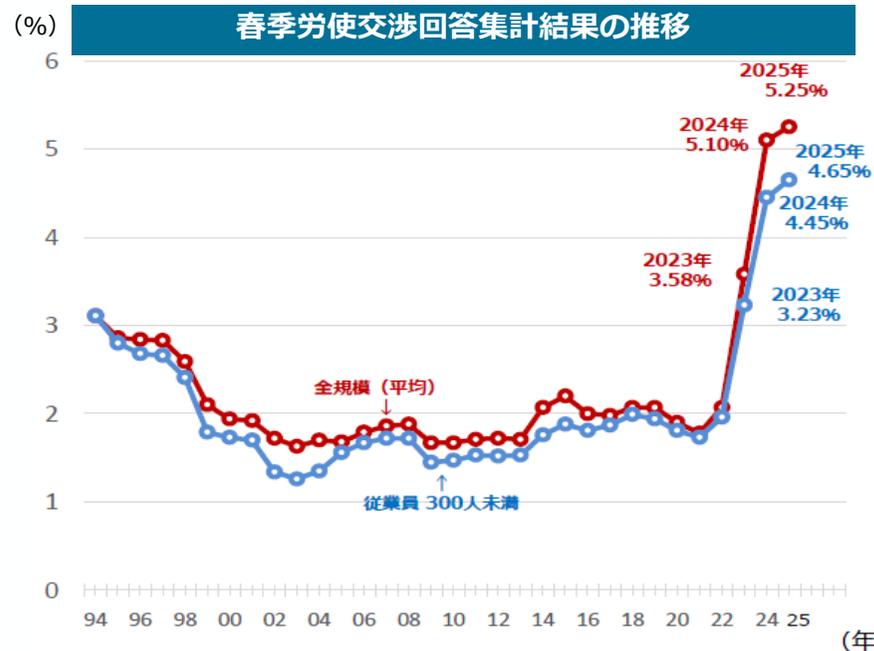
(2) パートナーシップ構築宣言

(3) 東北各県の価格転嫁円滑化に係る主な取組

3. 令和7年度下請法改正について

「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への転換に向けて、 「潮目の変化」を定着させ、将来の成長軌道を確認できるかの瀬戸際

- 経団連は、当初の目標の設備投資額115兆円(2027年度)を更新し、**2030年度に135兆円、2040年度に200兆円を目標と設定**（2025年1月の「国内投資拡大に向けた官民連携フォーラム」）。この目標の実現のために、**官民で引き続き国内投資の拡大を継続**していくことが必要。
- また、**2025年春季労使交渉では、大手企業を中心に昨年を上回る回答も見られるところ。今後、この力強い賃上げの動きが、地域の中小企業にも波及することが重要。**



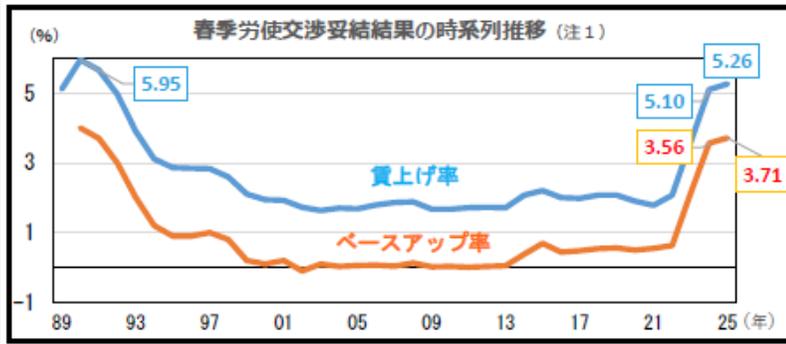
(注)左図：1980年～1993年度までは2015年基準支出側GDP系列簡易遡及値を利用。1994年度～2023年度は、「国民経済計算年次推計」、2024年度は「国民経済計算」の2025年1-3月期・1次速報（2025（令和7）年5月16日公表）、2025年度は「政府経済見通し」を利用。
(出所)左図：内閣府「国民経済計算」政府経済見通し、令和5年4月6日「国内投資拡大のための官民連携フォーラム」経団連資料、令和7年1月27日「国内投資拡大のための官民連携フォーラム」経団連資料を基に作成。

(注)右図：日本労働組合総連合会資料から作成。

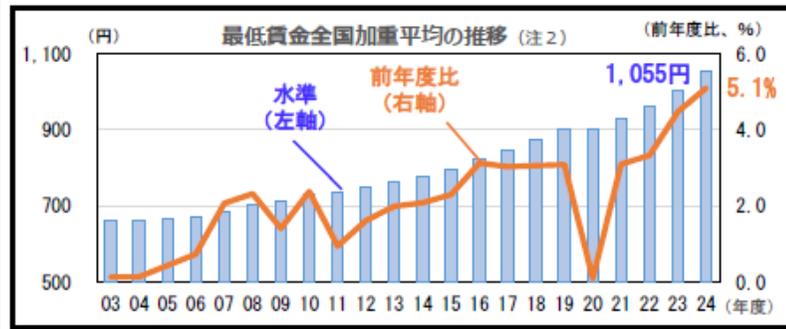
- 2029年度までの5年間で、日本経済全体で**年1%程度の実質賃金上昇**、すなわち、**物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルム(社会通念)**として定着させることを目指す。

現状

○春季労使交渉は、2年連続で5%を上回る賃上げ率



○最低賃金の全国平均は、昨年1,055円となり、過去最大の引上げ(51円)



注1：連合「春季生活闘争 回答集計結果」により作成。2025年の賃上げ率及びベース率は、連合「春季生活闘争 回答集計結果(第6回)」時点。2015年までのベース率は、連合による調査結果が得られないため、厚労省「賃金事情等総合調査」による。

注2：厚生労働省「地域別最低賃金改定状況」により作成。

主な取組

価格転嫁・取引適正化の推進

- 国や地方自治体の契約における価格転嫁
- 不適切な取引に関する指導・助言の体制強化

生産性の向上

- 人手不足の業種における省力化投資の支援
- 2029年度までの5年間で概ね60兆円の生産性向上投資

事業承継・M&A

- 売手(経営者)のニーズ掘り起こし
- 官民のM&A支援機能の強化
- M&Aの資格制導入に向けた検討

人材育成・処遇改善

- リスキングの促進
- 医療・介護・保育・福祉の公定価格引上げによる処遇改善

最低賃金引上げ

- 適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押し
- 2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を5年間で集中的に実施

令和8年度概算要求額 合計：2兆444億円 (特別会計含む)

2040年GDP1000兆円を目指す成長戦略・構造改革

2. 好循環を生み出す「賃上げ」の定着と中堅中小企業の成長促進・地方創生による国民所得の拡大

(1) 中堅・中小企業の賃上げの継続と成長力の抜本強化

生産性向上、取引適正化、事業承継・M&A、金融支援

(2) 持続可能なローカル経済圏形成、地域における産業立地の推進

1,761億円

<事業例：生産性向上・価格転嫁>

○中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の
大規模成長投資補助金

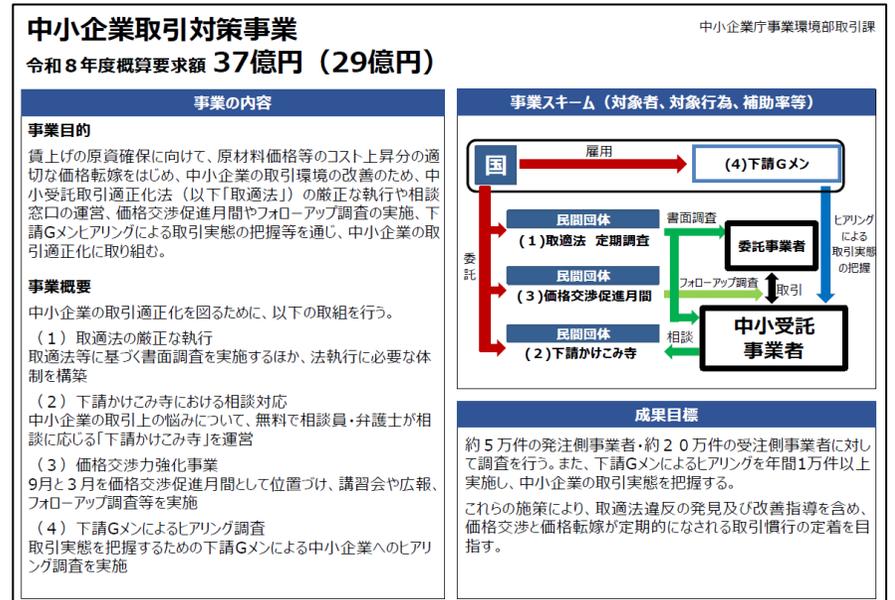
(60億円、8.7億円、R5・R6補正 計6,000億円)

○成長型中小企業等研究開発支援事業

(Go-Tech事業) (128億円)

○小規模事業対策推進等事業 (62億円)

○**中小企業取引対策事業 (37億円)**



各業界における取引適正化・商慣習是正に向けたハイレベル要請

- 本年1月開催の「価格転嫁、賃上げ等のチャレンジを進める中小企業を応援する車座」において、参加企業より、価格交渉・転嫁の厳しい実態や、中小企業の利益を損ねる商慣習等について報告あり。
- 石破総理より関係大臣へ、価格転嫁、取引適正化の徹底に向けて、更なる対策を講じるよう指示。
- 中小企業が価格転嫁できるよう、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃に向けて、「下請法の遵守状況の自主点検、価格転嫁等を阻害する商慣習の見直し等」を、関係業界団体に対し、各事業所管省庁からハイレベルで要請。

実施状況、見通し

○経済産業省の所管業界に対する実施状況

要請内容：

- ①下請法遵守状況の自主点検、②下請法改正案の周知、
- ③価格転嫁等を阻害する商慣習の見直し、
- ④取引先の更に先を考慮した価格決定、
- ⑤自主行動計画の遵守、⑥労務費指針の遵守

・裾野が広いサプライチェーンを持つ等、中小企業の取引適正化に影響が大きい業界（自動車、電機・電子、産業機械等 7団体）に対し、政務から直接、業界団体・企業トップへ要請

・その他、経済産業省の所管する約960団体に対し、大臣名で要請文書を発出。

➡ 以上を4月末までに実施予定。

○建設業、トラック業、食品製造業等の事業所管省庁とも連携し、幅広い業界に要請

➡ 各業界の取組状況を各省庁を通じてフォローアップ予定（6月）



石破総理と車座参加企業の意見交換（1月16日）



竹内大臣政務官による業界への要請（3月25日）

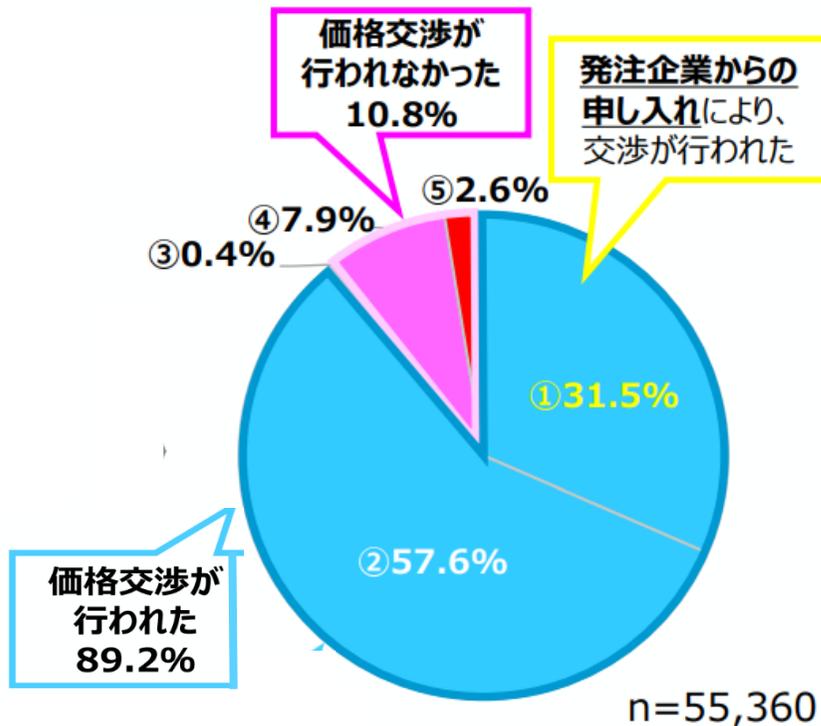
1. 取引適正化・価格転嫁に向けた政府全体の動き
2. 価格転嫁に向けた個別の動向
 - (1) 価格交渉促進月間
 - (2) パートナーシップ構築宣言
 - (3) 東北各県の価格転嫁円滑化に係る主な取組
3. 令和7年度下請法改正について

(1) 価格交渉促進月間 (2025年3月) フォローアップ調査

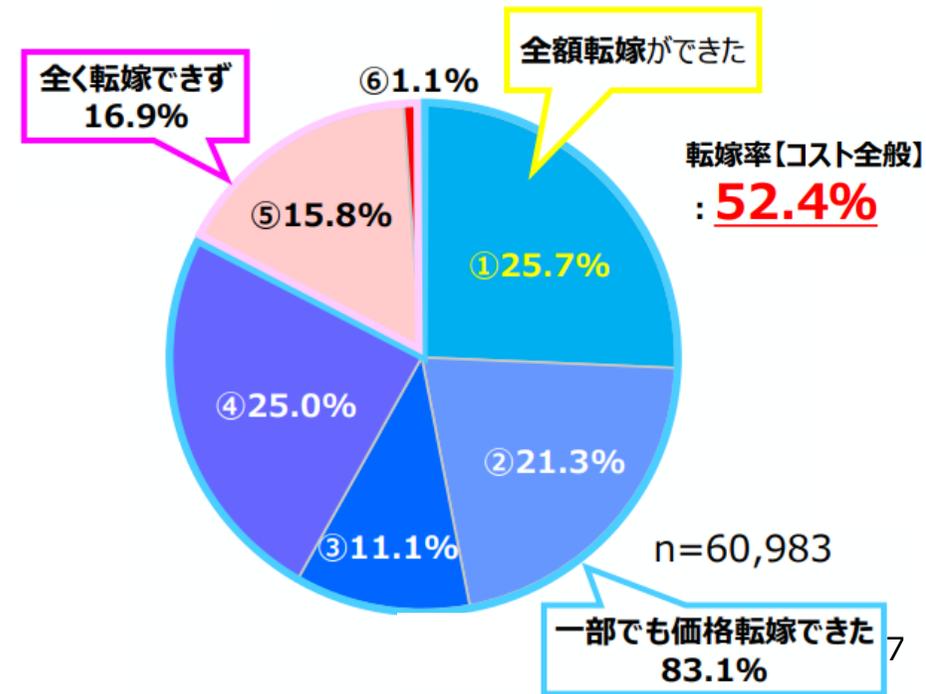
価格交渉・転嫁の状況

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合 (①) は、前回から約3ポイント増の31.5%。発注企業からの申し入れはさらに浸透しつつあるものの、受注企業の意に反した交渉が行われなかったものが1割。
- コスト全体の価格転嫁率は52.4%。昨年9月より約3ポイント増加。労務費の転嫁率は、前回から約4ポイント上昇したものの、原材料費と比較して約6ポイント低い水準。価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。

<価格交渉>



<価格転嫁>

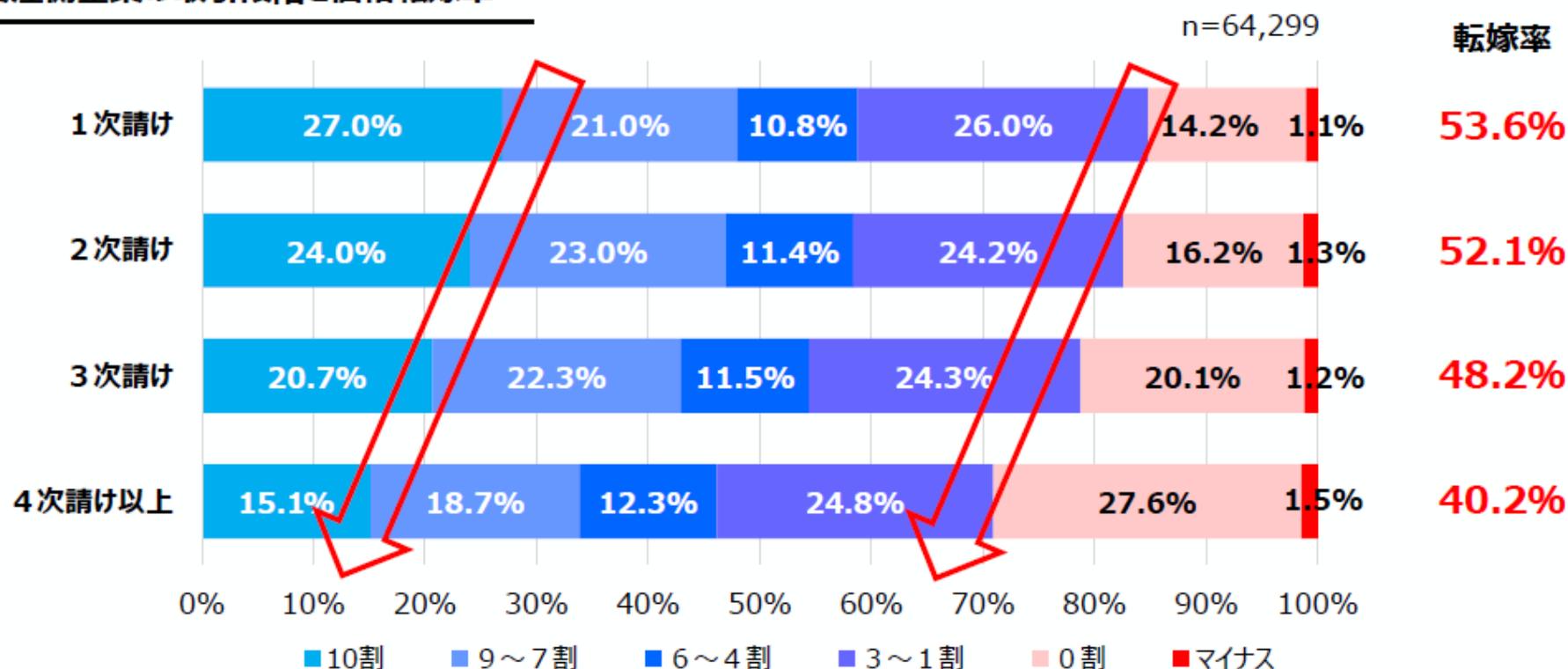


サプライチェーンの各段階（※）における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

- 価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超（53.6%）に対し、4次請け以上の企業は4割程度（40.2%）。
- 特に、4次請け以上の階層においては、「全額転嫁できた」企業の割合は1.5割程度にとどまり、「全く転嫁できなかった」又は「減額された」企業は、3割近く（29.1%）に上る。
- いずれの段階においても、前回と比較して、転嫁率は上昇傾向にはあるものの、受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる傾向がみられる。
 - より深い段階への価格転嫁の浸透が引き続き課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率



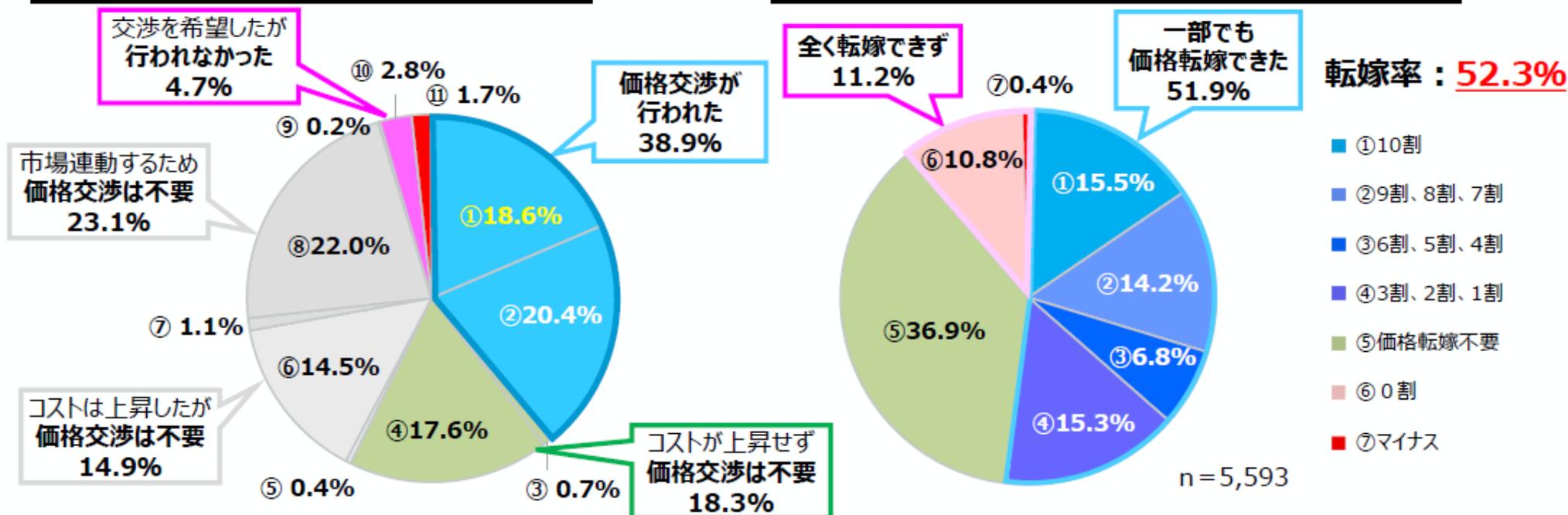
官公需（※）における価格交渉・価格転嫁の状況

※「官公需」とは、国や地方公共団体等が、物品購入・役務の提供依頼・工事の発注を行うこと。

- 官公需の価格転嫁率は、**52.3%**。（「価格転嫁不要」の場合を除く3,528件の回答の平均）
- なお、官公需全体では「入札により価格決定している」割合が**約9割**（官公需以外では、約1割）。
- 「価格交渉が行われた」割合は、**約4割**（前回30.2%→38.9%。官公需以外では、6割超）。

直近6か月間における価格交渉の状況

直近6か月間における価格転嫁の状況【コスト全般】



アンケート回答企業からの具体的な声

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例

○入札公告時にインフレスライドの対象工事に該当する旨が明記されているので、安心して応札できる。

▲価格転嫁について説明をしても、予算がないことを理由にに応じていただけないことがある。

▲原価計算を行わずに、受注企業へ一方的な価格を押し付けるため、価格交渉が全くできない。

今後の価格転嫁・取引適正化対策

- 価格交渉ができる雰囲気は醸成されつつあるが、価格転嫁率のさらなる向上が必要。
- 中小・小規模事業者の賃上げ原資確保のためにも、粘り強く、以下の価格転嫁対策を継続する。

① 2025年8月5日 発注企業の社名リストの公表

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202503/result_02.pdf

② 「中小受託取引適正化法（取適法）」、「受託中小企業振興法（振興法）」の詳細ルール、周知・徹底

説明会の実施：https://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/toriteki_setumeikai.html

③ 「受託中小企業振興法」に基づく「振興基準」の改定、周知・徹底

説明会の実施：https://www.jftc.go.jp/regional_office/tohoku/toriteki_setumeikai.html

④ 幅広い業界での取引適正化の要請・働きかけの継続

⑤ 9月の価格交渉促進月間における、価格交渉・価格転嫁の呼びかけ

⑥ 下請Gメン情報等を活用し、迅速かつ臨機応変に、取引方針の改善指導の開始

⑦ 9月の価格交渉月間の結果も勘案し、経営者トップへ事業所管大臣名での指導・助言

⑧ パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性の向上、「労務費指針」の周知・徹底

(2) パートナーシップ構築宣言

- パートナーシップ構築宣言は、発注側の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について 自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの 取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。

宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組
※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、
⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止



パートナーシップ構築宣言とは | 宣言するメリット | 宣言の登録 | 会議・イベント | 登録企業リスト | お知らせ | FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる
持続可能な関係を構築するために！



パートナーシップ
構築宣言とは

事例集

登録方法

登録

登録企業リスト
現在の登録数

77,716 社

2025年
9月3日現在

青森県宣言企業数
462社

宣言の取組状況調査結果の主なポイント

取引適正化重点5 課題に関する宣言企業の評価（受注側企業の回答に基づき評価）【抜粋】

（受注側企業調査にて対象回答が5件以上集まった宣言企業のみ）

※昨年度と質問項目等が異なるため、直接的な比較はできない。

(1) 価格決定方法の適正化	令和6年度結果	令和5年度結果
①価格協議について（令和6年度:n=527,令和5年度:n=163）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 8割以上の受注側企業から、価格協議に応じたと評価された 	527社 (100%)	161社 (98.8%)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 8割未満の受注側企業から、価格協議に応じたと評価された 	0社	2社 (1.2%)
②価格転嫁について（令和6年度:n=617,令和5年度:n=206）	※受注側企業が回答した価格転嫁率の平均値	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 7～10割程度の価格転嫁を受け入れたと評価された 	158社 (25.6%)	72社 (35.0%)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 4～6割程度の価格転嫁を受け入れたと評価された 	383社 (62.1%)	120社 (58.3%)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1～3割程度の価格転嫁を受け入れたと評価された 	74社 (12.0%)	14社 (6.8%)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格転嫁を受け入れなかったと評価された 	2社 (0.2%)	0社
(2) 型取引の適正化（令和6年度:n=73, 令和5年度:n=25）		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2割超～5割未満の受注側企業から、無償の型管理ありと評価された 	46社 (63.0%)	17社 (68.2%)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5割以上の受注側企業から、無償の型管理ありと評価された 	3社 (4.1%)	4社 (16.0%)

(3) 東北各県の価格転嫁円滑化に係る主な取組 (パートナーシップ構築宣言企業への優遇措置以外)

【秋田県】

- 2023.6.5 協定締結
- 2023.12 中小企業者価格転嫁推進広報事業 実施
- 2024.4.1 協定更新
- 2024.5.30 価格転嫁の円滑化に向けた連絡協議会 開催
- 2024.8.19 価格転嫁の実施状況に関するアンケート 実施
- 2024.11.15 第二回 価格転嫁の円滑化に向けた連絡協議会 開催
- 2025.2~ 取引適正化支援事業 実施予定

【青森県】

- 2023.9.19 共同宣言
- 2024.9.11 第一回価格転嫁促進連絡会議 開催
- 2024.9~ 価格転嫁促進のための事業者向けPRチラシの作成、周知
- 2025.2~3 価格転嫁サポートセミナー(県内3地区) 開催
- 2025.3 価格交渉促進のための事業者向け周知 (商工団体の広報媒体を活用した一斉周知)
- 2025.3.21 第二回価格転嫁促進連絡会議 開催

【山形県】

- 2023.3.24 共同宣言
- 2024.10.28 価格転嫁の円滑化に向けた連絡会議 開催
- 2024.12.12,13 価格転嫁促進セミナー 開催
- 2025.3.25 第二回価格転嫁の円滑化に向けた連絡会議 開催



【岩手県】

- 2023.7.12 共同宣言
- 2024.5.31 価格転嫁促進セミナー 開催
- 2024.8.8 価格転嫁の円滑化に向けた連絡会議 開催
- 2025.2.18 価格転嫁交渉セミナー 開催



【福島県】

- 2023.9.1 共同宣言
- 2024.3.25 価格転嫁の円滑化に向けた連絡会議 開催
価格交渉・価格転嫁に係るアンケート結果 公表
- 2024.12.23 価格転嫁の円滑化に向けた代表者会議 開催

<その他>

- ・価格転嫁セミナーを開催 (R6は全7回)
- ・県独自の価格転嫁に係るチラシを作成
- ・県内市町村や企業へ依頼文書を送付



【宮城県】

- 2023.5.22 協定締結
- 2024.6.7 価格転嫁の円滑化に関する連絡会議 開催
- 2024.10.29 価格転嫁の円滑化に関するセミナー(支援者向け)
- 2025.3.19 価格転嫁の円滑化に関するセミナー(飲食業界向け)



1. 取引適正化・価格転嫁に向けた政府全体の動き
2. 価格転嫁に向けた個別の動向
 - (1) 価格交渉促進月間
 - (2) パートナーシップ構築宣言
 - (3) 東北各県の価格転嫁円滑化に係る主な取組
3. 令和7年度下請法改正について

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

【規制内容の追加】

（1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止。

（2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。
※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

【規制対象の追加】

（3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

（4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

【執行の強化等】

（5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。
- ※その他
 - 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
 - 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
 - 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
 - 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

（1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

（2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

（3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

（4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

施行期日 令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

令和8年1月1日の施行に向けて、公正取引委員会事務総局東北事務所と東北経済産業局は連携し、東北各県で「中小受託取引適正化法」の説明会を実施。

青森県での開催日時等は以下のとおり。

- ・ 2025年10月30日（木）13時～16時30分
- ・ 青森県観光物産館アスパム 5階 あすなろ

なお、青森県様からの「共催」をいただく予定。



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



中小企業庁



経済産業省
東北経済産業局

2026年1月施行！～下請法は取適法へ～

改正ポイント説明会

対面開催
会場参加
先着100名

2025年10月30日（木） 13:00～16:30

<会場地図>

【会場】青森県観光物産館アスパム 5階あすなろ（青森県青森市安方1-1-40）

【主催】経済産業省東北経済産業局 公正取引委員会事務総局東北事務所

令和7年5月、発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るため、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（※）」が成立しました。

本改正により、各法律名称が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）・「受託中小企業振興法」（通称：振興法）に変更されます。また、規制内容・規制対象の追加や執行の強化、振興の充実化が行われることとなります。

今般、公正取引委員会、東北経済産業局及び青森県では、令和8年1月1日施行までに広く十分な周知を図る必要があるため、適用対象となる事業者をはじめとする関係者を対象に、改正法説明会を開催いたします。

※公正取引委員会HP https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritkehhou.html
 中小企業庁HP <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/tonihiki/2025/250516shitauke.html>

対象者

取適法等の基礎知識の習得を希望する方 ※申込フォームの注意事項を御確認の上、お申し込みください

プログラム

※質疑応答は、全体説明の最後に行います。質問は事前に申し込みフォームにご記入ください。

1. 取適法（下請法）の適用範囲、委託事業者の義務及び禁止行為について 公正取引委員会
2. 改正振興法の概要について 東北経済産業局

申込方法

申込み期限 10月23日(木)17時必着

<公正取引委員会HP> 以下URLの申込フォームよりお申し込みください。 <申込フォーム>

<https://www.jftc.go.jp/●●>

※ 必ず1社につき1申込みとしてください。（1社あたり参加上限数2名）

※ 先着で定員（●名）に達し次第、申込を締め切る可能性がありますので、ご了承ください。

※ ご入力いただいた個人情報は本説明会にかかる事務処理においてのみ利用いたします。他の目的での利用、第三者への開示等は一切いたしません。

お問い合わせ先

公正取引委員会事務総局東北事務所下請課（電話：022-225-8420）

東北経済産業局産業部中小企業課取引適正化推進室（電話：022-217-0411）